

## 1. はじめに

### 1-1

このガイドラインは、本校において、児童の人権を尊重しながら、安全かつ効果的にインターネット等のネットワークを利用した教育及び学習活動を行うため、教職員が教材研究や公務を効果的かつ効率的に行うための基本的なルールを示すことを目的とする。

したがって教職員は、本ガイドラインに定める事項を十分に理解・認識して、児童及び教職員の情報活用能力育成のために効果的に活用するように努めるものとする。

また、個人情報保護法を遵守する。

## 2. ネットワーク利用

### 2-1

本校においてネットワークを利用するにあたっては、児童および関係者の個人情報の保護につとめるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、地域との連携、国際理解教育の推進等教育課題の解決に寄与するよう努めるものとする。

## 3. ネットワークの主な利用形態

### 3-1

ネットワークの主な利用形態は、次に定めるものとする。

#### 3-1-1

情報の発信及び受信

教職員の公務上の送受信

各教科及び特別活動での学習事項のまとめ等をホームページに掲載し、又は電子メール・テレビ会議システムで発信するとともに、該当発信情報に対する意見等を受信する。

#### 3-1-2

情報の検索及び収集

教材などの教育活動に必要な情報収集並びに公務上必要な情報収集を行う。

学習に関連する情報を検索及び収集をする。

#### 3-1-3

共有・活用

画像、文書及び音声データを作成・蓄積及び共有・活用をする。

#### 3-1-4

国内及び海外の学校等との交流

電子メール・テレビ会議システム等により、国内及び海外の施設、学校等との交流を行う。

## 4. ネットワーク管理者及び運用責任者

### 4-1

学校はネットワークの利用の適正な管理者及び個人情報の保護を図るため、ネットワーク管理者（以下「管理者」という。）を定め、学校長をもってこれに充てる。

### 4-2

管理者は、インターネットの接続にあたり、ネットワーク運用責任者（以下「運用責任者」という。）・メール取扱責任者をおくものとする。

#### 4-2-1

メール取扱責任者は、教頭をもってこれに充てる。

#### 4-2-2

運用責任者は、当該学校に所属する教員（以下「所属教員」という。）でインターネット

に関する知識、技術を有する者のうちから管理者が任命し、校務分掌上に位置付ける。

#### 4-2-3

運用責任者は、管理者の指示を受けて次に掲げる業務を行う。

- ・当該学校に所属する職員（以下「所属職員」という。）及び児童へのインターネットを利用した情報の発信及び受信に係る指導
- ・インターネットに接続するためのアドレスの管理
- ・インターネットの関連機器及び施設の保守及び管理
- ・情報発信に係るデータ及びその媒体の一括管理
- ・不要となった個人情報の破棄及び消去
- ・ネットワーク運用（受信、発信）記録の管理
- ・受信した電子メールの適正な管理及び処理
- ・その他、管理者が必要と認めた業務

#### 4-3

管理者は、ネットワークを適正かつ円滑に運用するため、運用責任者を長とするネットワーク運用委員会（以下「運用委員会」という。当面は情報教育委員会をもってこれにあてる）を設置し、ネットワークの運営を行う。

#### 4-3-1

運用委員会の委員は、運用責任者とインターネットに関する知識、技術を有する職員及びその他管理者が適当と認めた職員のうちから管理者が任命した職員とし、5人以内で組織するものとする。

#### 4-3-2

管理者及びメール取扱責任者は、運用委員会に出席できるものとする。

#### 4-3-3

運用委員会は、管理者の指示を受けて次に掲げる業務を行う。

- ・事務取扱要領の作成と管理者への具申
- ・ネットワークの適正かつ効果的な利用に関する研修
- ・情報の発信の承認に係る協議と管理者への具申
- ・ネットワークを利用して受発信したデータの訂正及び削除に関する業務
- ・その他管理者が必要と認めた業務

#### 4-4

管理者は、次に定めるところにより、個人情報及びデータ等の保護に努めなければならない。

#### 4-4-1

ネットワークに接続するパソコンは特定する。

#### 4-4-2

校内LANに接続する場合には、特定した外部接続のパソコンと校内LANとの間にファイアーウォール（ネットワークに接続されたLAN内の個人情報及びデータ等の保護のためのソフトウェア）等を設け、複数のパソコンを結ぶ校内LANへ外部からの侵入を防ぐこととする。

#### 4-4-3

インターネットに接続するパソコンを他の用途に利用するときは、個人情報を含むデータはフロッピーディスク等で管理し、ハードディスクには蓄積しないこととする。

#### 4-4-4

ウィルス（コンピューターシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム）の被害を予防するため、最新のワクチン（ウィルスを発見し駆除するために作られたソフトウェア）によるウィルス検査を定期的に行う。

## 5．ホームページの開設

### 5-1

ホームページの開設にあたっては、次に定めるものとする。

#### 5-1-1

##### ホームページの開設場所

本校においての情報を発信するホームページは、公的に設置された校内又は教育機関内のサーバーに開設するものとし、原則として民間プロバイダー等の外部機関に開設しないこと。

#### 5-1-2

##### ホームページの開設主体

ホームページは、学校が主体として開設すること。

#### 5-1-3

##### ホームページの管理

本校において、ホームページを開設する際は運用委員会が管理し、運用責任者はネットワーク及び掲載情報に関する内部規定の整備、安全対策の計画及び実施等にあたること。また、運用責任者は、管理者の指示を受けインターネット利用に関する事項について、校内研修等により教職員に十分な指導を行うこと。なお、校内にインターネット利用に関する委員会等を設置すること。当面は教育情報部がこの業務にあたる。

## 6．ホームページの掲載情報

### 6-1

#### 掲載情報の著作権

#### 6-1-1

ホームページに掲載する情報は、その著作権に十分配慮し著作権者の同意を得なければならない。掲載にあたっては、公正な利用に留意し、掲載する情報には作成者を明記するなど、所定の措置を講じること。

#### 6-1-2

情報の作成者以外のものが掲載しようとする場合、及び掲載しようとする情報の内容が第三者のホームページやファイルに関係する場合（リンク）には、事前に情報の作成者及び関係する第三者へ連絡するとともに、掲載方法についてその指示に従うこと。なお、無断複製物として掲載されているホームページであることを知りながらリンクを張り続けることのないように留意すること。

### 6-2

#### 掲載情報の内容

#### 6-2-1

教職員及び児童は、社会的役割や教育目的での情報発信であることを十分理解し、正確で最新の情報を掲載することに努め、掲載情報については、あらかじめ管理者の承認を得ること。管理者は掲載情報の承認にあたっては、次のような内容が掲載されることのないように十分注意すること。

##### 6-2-1-1

法令（条例）及び公序良俗に反する内容

##### 6-2-1-2

犯罪行為に結びつく恐れのある内容

##### 6-2-1-3

営利を目的とする内容

##### 6-2-1-4

第三者の著作権や知的所有権などの財産及び人権を侵害する内容

##### 6-2-1-5

第三者を誹謗・中傷や差別につながるような内容

6-2-1-6

不特定多数に対して発信する情報として不適当な内容

6-3

掲載情報に係る権利侵害等への対処

6-3-1

児童に関する掲載情報について、本人または保護者から掲載内容の権利侵害等について、消去等の請求を受けた場合には、運用委員会において速やかに対処し、その請求が妥当と認められる場合には、データの消去または修正をすること。その他、閲覧者から掲載情報の内容について指摘を受けた場合も同様とする。

7．個人情報の保護

7-1

ネットワークを利用して児童の個人情報を発信する場合には、児童本人及び保護者の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。ただし、プライバシーに関する情報や個人を識別させる情報を発信してはならない。

7-2

ネットワークで発信できる児童の個人情報を掲載することは、学校行事や生徒の作品・活動の成果の紹介その他教育活動をすすめる上で必要と思われる場合において、掲載することの目的及び教育的効果等を十分考慮し、以下の範囲内において掲載すること。

7-2-1

氏名は原則として姓を用い、名は使わない

7-2-2

児童の意見、考え、主張等については、教育上の必要に応じて発信することができる。

7-2-3

児童の写真等を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。ただし、テレビ会議システム等相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて個人の画像を使うことができる。

7-2-4

住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

8．児童の利用に関する配慮

8-1

教職員は、児童のネットワーク利用に際して、他人を誹謗・中傷することのないように、また著作権、肖像権、知的所有権に配慮するなど、ネットワーク利用における基本的な情報モラルやマナー、プライバシー上の配慮について十分学習した上で指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童が正しく理解できるように努めるものとする。

8-2

児童が電子メール等により他人から誹謗・中傷を受けるなど、児童にとって不快な内容を含む情報を受信した場合には、速やかに教職員に報告・相談するよう指導する。

8-3

インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報に対しての適正な対応と処理により、情報活用能力の育成を図るものとする。

## 9．ガイドラインの修正

### 9-1

本ガイドラインに定めた事項については、毎年年度当初の職員会議で確認する。また、学校教育におけるネットワーク利用の進展に伴い、この規定に定めた事項に修正の必要が生じた場合、関係機関の意見を聴き、修正を行うものとし、全職員への周知徹底に努める。

## 10．本ガイドラインの施行について

平成16年4月　～　　試行

平成17年4月　～　　施行